

株式会社・有限会社はこう変わる！

中小企業のための

新『会社法』のあらましと実務ポイント

この6月29日に、商法改正の集大成、企業経営の基本法となる新「会社法」が成立し、一部を除き、来年18年度より施行されます。

有限会社制度の廃止、最低資本金制度の撤廃、合同会社制度の新設、会計参与の新設などなど、会社の姿が大きく変わろうとしています。

本セミナーは改正のポイントと今後の実務ポイントをわかりやすく解説致します。

是非、この機会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

講師：岡本 竜太郎 氏

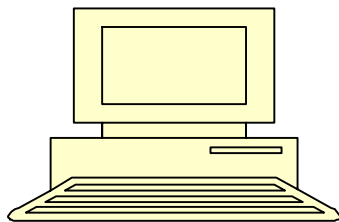
《講師プロフィール》

S43年生。

名古屋大学法学部法律学科卒。

司法書士・行政書士・宅建主任者資格

(有) 渋瀬開発 取締役



【講座内容】

- はじめに～改正の大枠～
- 「既存」会社に与える影響について
 - 「有限会社」の場合
 - これまで通りに営業出来るの？
 - 株式会社に変わるにはどうしたらイイの？他
 - 「株式会社」の場合
 - 今ある機関（＝取締役会・代表取締役・監査役）はどうなるの？
 - 会計参与って何？他
 - その他「共通」の部分
 - 資本金は1円でもイってホント？
 - 取締役の首が切られ易くなるってホント？
 - 貸借対照表の見栄えを良くする（＝負債減・資本増）ための秘策は？
- 「起業」（＝会社設立）に与える影響について
 - 会社をつくるのがスググ簡単になったってどういうこと？
 - 合同会社って何？
- 最後に～改正の趣旨～

と き 平成18年1月17日《火》 19:00～21:00

と ころ 柳井商工会議所大ホール

受講料 会員1,050円(税込)・非会員2,100円(税込)(受講料は当日ご持参下さい。)

定 員 50名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

申込方法 1月10日《火》までに受講申込書(電話でも可)においてお申し込み下さい。

【TEL/22-3731・FAX/22-8811】

駐車場 市営有料駐車場をご利用下さい。但し各自ご精算下さい。(1時間100円)駐車台数に限りがございますので、複数にてご聴講の場合相乗りでご参加ください。

主 催 柳井商工会議所

柳井商工会議所行き(FAX:22-8811)

「新『会社法』のあらましと実務ポイント」セミナー申込書

H18.1.17開催

事業所名:	TEL:
受 講 者 名	

ご記入いただいた情報は、商工会議所から所属企業への連絡及びセミナーの実態調査・分析に利用致します。